

[お客さま記入欄]

## 取引時確認事項申告書(法人・団体用)

犯罪収益移転防止法の改正および本人確認の厳正化により、下記の項目について確認させていただきます。 つきましては、お手数ですが下記についてのご申告をお願いいたします。

ご記入日 令和 年 月 日

名称・商号

## 1. 取引の目的(複数選択可)

※ 該当の□にチェックをいれてください。(「その他」の場合は必ず具体的にご記入願います。)

預金等の契約		大口現金取引・振込	
<input type="checkbox"/> 事業費決済	<input type="checkbox"/> 融資	<input type="checkbox"/> 商品・サービス代金	
<input type="checkbox"/> 貯蓄/資産運用	<input type="checkbox"/> 貸金庫	<input type="checkbox"/> 投資/貸付/借入返済	<input type="checkbox"/> 貯蓄
<input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> その他 ( )	

## 2. 事業の内容(複数選択可)

※ 該当の□にチェックをいれてください。(「その他」の場合は必ず具体的にご記入願います。)

<input type="checkbox"/> 医療/福祉業	<input type="checkbox"/> 金融業/保険業	<input type="checkbox"/> 製造業
<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 不動産業	<input type="checkbox"/> 情報通信業
<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> 運輸業	<input type="checkbox"/> その他 ( )

## 3. 国籍(本店所在国)について、該当する□にチェックをいれてください。

<input type="checkbox"/> 日本	<input type="checkbox"/> 日本以外(国名: )
-----------------------------	-------------------------------------

## 4. 税務上の居住地国(本店所在地)について、該当する□にチェックをいれてください。

<input type="checkbox"/> 日本	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 居住地国なし
-----------------------------	------------------------------	---------------------------------

## 5. 特定法人について、該当する□にチェックをいれてください。

<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない ※(法人ステータス番号: )	別紙の法人ステータス一覧表を参照願います。
-------------------------------	---	-----------------------

## 6. ご来店いただいた方が、「代表者」以外の場合

お名前	ご住所
ご本人とのご関係 ・ 役員・取引担当者・その他 ( )	

## 7. 法人のお客さまの「実質的支配者」をご記入ください(団体のお客さまのご記入は不要です)。

対象者全員についてご記入ください。書類の提示は必要ありません。						「外国の重要な地位にある方」に該当するか否か○を付けてください。					
(フリガナ)	( )	生	年	明	大	年	月	日	該当有無	該当する	該当しない
氏名		月	日	昭	平						
住所	法人とのご関係 ( )						※ 該当する方は下記にご記入願います。				
(フリガナ)	( )	生	年	明	大	年	月	日	該当有無	該当する	該当しない
氏名		月	日	昭	平						
住所	法人とのご関係 ( )						※ 該当する方は下記にご記入願います。				
(フリガナ)	( )	生	年	明	大	年	月	日	該当有無	該当する	該当しない
氏名		月	日	昭	平						
住所	法人とのご関係 ( )						※ 該当する方は下記にご記入願います。				
※ 上記のお客さまで「外国の重要な地位にある方」に該当する場合、地位の名称、続柄等を下記に記載してください。(「外国の重要な地位のある方」については裏面をご確認ください)											
該当する方の氏名			国名			地位の名称			続柄等(家族の場合)		

富山県医師信用組合

(2017.1.1改訂)

保存期間：取引終了後7年

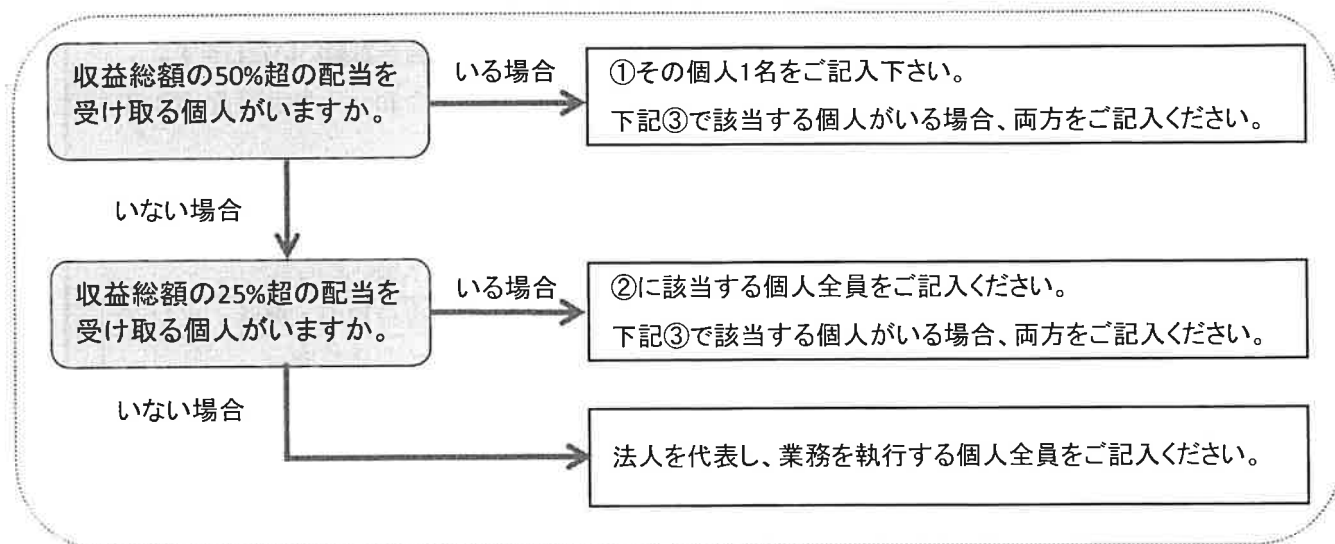
業務部

受付日： 年 月 日

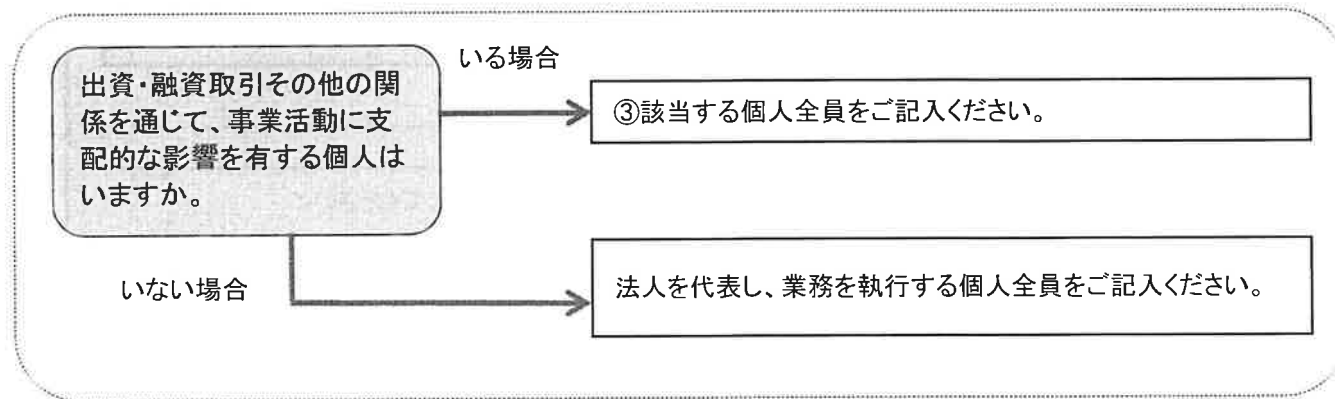
検印	受付者

## 【実質的支配者の判定は、以下の通りとなります】

お客さまが「一般社団(財団)法人」「公益社団(財団)法人」「学校法人」「医療法人」「社会福祉法人」「NPO法人」等の場合



又は



## 【外国の重要な地位にある方】

- (1) 現在、外国において以下の重要な地位のいずれかにある方
  - A. 国家元首
  - B. 日本における内閣総理大臣、国務大臣(外務大臣・法務大臣等)、副大臣に相当する職
  - C. 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長に相当する職
  - D. 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
  - E. 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員に相当する職
  - F. 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長に相当する職
  - G. 中央銀行の役員
  - H. 予算について国会の議決を経るか、承認を受けなければならない法人(国営企業等)の役員
- (2) 過去に上記(1)A~Hのいずれかの地位にあった方
- (3) 上記(1)A~H、(2)のいずれかに該当する方の配偶者(配偶者には事実婚を含みます)、父母、子兄弟姉妹、配偶者の父母、配偶者の子

## (法人のお客様用)

## 1. 法人ステータス一覧【特定法人に「該当しない」法人とは、下表の番号「1～10」に該当する法人をいう。】

ステータス種別	内容
1. 上場法人	発行する株式が外国金融商品取引所または金融商品取引所において上場されている法人
2. 上場法人の関係法人	上記ステータス番号1. の法人との間に次に掲げる関係がある場合における当該法人(例:子会社、孫会社、ひ孫会社) ・いずれか一方の法人が他方の法人を直接または間接に支配する法人 ・同一の者が当該上場法人及び当該他の法人を直接または間接に支配する関係
3. 政府機関等	国、地方公共団体もしくは日本銀行又は外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行もしくは日本が加盟している国際機関
4. 政府機関が全額出資する法人	上記ステータス番号3. の法人が資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部を出資している法人
5. 公共法人及び公益法人等	法人税法別表第一に掲げる法人及び同法別表第二に掲げる法人(収益事業を行っていないものに限る)
6. 報告金融機関等	報告金融機関等(法人に限る。以下ステータス番号7～9までにおいて同じ。)で外国報告金融機関等(外国の法令に準拠して設立された法人であるもの)以外のもの。
7. 外国報告金融機関等	外国の法令に準拠して設立された法人で上記ステータス番号6. に掲げる法人に類するもの及び外国報告金融機関等(うち報告対象国以外の外国の法令に準拠して設立された特定目的会社、投資法人、株式会社等を除く。)
8. 持株会社	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する持株会社であつて、法令又は定款の規定により、その子会社(報告金融機関等を除く。)の経理管理を行うこと及びこれに付帯する義務の他、他の業務を営むことができないことが定められているもの。
9. グループ内資金管理会社等	上記ステータス番号2. の関係にある法人(報告金融機関等を除く。)に対する出資、融資その他これらに準ずる取引を行うことを業務とする法人。
10. 投資関連所得等が50%に満たない法人	次に掲げる要件のすべてを満たす法人又は法人既存特定取引契約者 ・直前事業年度の総収入金額のうち投資関連所得(利子所得や配当所得等)に係る収入金額に占める割合が50%未満であること。 ・直前事業年度末の総資産のうち投資関連所得の基となる資産の合計額の占める割合が50%未満であること
11. 特定法人	番号1～10に該当しない法人

## 2. 法人番号確認書類

次の①又は②のいずれかの書類をご提示ください。

①	法人番号通知書(提示日前6ヵ月以内に作成されたもの)
②	次の(i)及び(ii)の2点の書類 (i)次のいずれかの書類 ・法人番号通知書(上記①に該当するものを除く) ・法人番号印刷書類(国税庁ウェブサイト公表されている内国法人の名称、本店所在地及び法人番号を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面)※1 (ii)法人確認書類(次のいずれかの書類) ・登記事項証明書もしくはこれらの書類の写し※2 ・印鑑証明書又は法令に基づき官公署から送付を受けた許可、認可もしくは承認に係る書類※2 ・国税もしくは地方税の領収証書、納税証明書※3 ・社会保険料の領収証書※3

※1.提示日前6ヵ月以内に作成されたもの

※2.提示日前6ヵ月以内に交付又は送付を受けたもの

※3.領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、提示日前6ヵ月以内のもの

